令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その2-2工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和5年度亀岡中部農地整備事業桂川西工区区画整理その2-2工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和5年9月)」(URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下「共通事項書」という。)に基づいて実施するものとする。なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1.目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、ほ場整備を行うものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市大井町並河地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 整 地 工 A= 4.25 ha 道 路 工 L= 555 m 用水路工 L= 930 m 排水路工 L= 229 m	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期:令和5年11月10日から令和6年8月30日まで (余裕期間:契約締結日から令和5年11月9日まで)	
	契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム (コリンズ) に登録する技術者の従事期間は、契約 (変更の場合は、変更契約) 工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は16日(月平均)と想定している。	
2. 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、 気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンク リート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和5年12月28日~ 令和6年2月19日を想定している。	

	内容							
	なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3)受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。							
第 4 章 現場条件 1 . 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土と想象	定している。						
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連 絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。							
	工事名	工期	備考					
	令和5年度 亀岡中部農地整備事業	令和5年11月~令和6年	VIII 5					
	桂川西工区区画整理その1工事(仮称)	8月 (予定)						
	令和5年度 亀岡中部農地整備事業	令和5年11月~令和6年						
		8月 (予定)						
	令和5年度 亀岡中部農地整備事業	令和6年1月~令和6年						
	桂川西工区幹線排水路設置工事(仮称)	11月(予定)						
(1)騒音・振動 対策	騒音・振動等の対策については、十分に を図り、工事の円滑な進捗に努めなければが							
(2)境界対策	1)地区境界付近の施工は、原則境界からまするが、詳細については、監督職員と協認 2)本工事周辺の道路、水路、家屋等に近の走行速度を落とす等、既存施設に損害ければならない。また、工事の施工に際しては、隣接地よう、十分注意して施工するものとし、協議するものとする。なお、受注者の責によるトラブルが生理しなければならない。	議するものとする。 接して施工する場合は、ス を与えないよう十分注意し 権者及び関係者とトラブ/ 特別な対策が必要な場合に	ブルドーザー して施工しな しの生じない は監督職員と					
(2)境界対策 (3)濁水処理対策	するが、詳細については、監督職員と協認 2) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近の走行速度を落とす等、既存施設に損害ければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地よう、十分注意して施工するものとし、協議するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生	議するものとする。 接して施工する場合は、なを与えないよう十分注意し を与えないよう十分注意し 権者及び関係者とトラブ/ 特別な対策が必要な場合に じた場合は、受注者の責任 とを直接既設水路に流さな 関水を発生させないよう注	ブルドーザー して施工しな レの生じない は監督職員と 壬において処 いよう心が 意するもの					
(3)濁水処理対	するが、詳細については、監督職員と協認 2) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近の走行速度を落とす等、既存施設に損害ければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地よう、十分注意して施工するものとし、協議するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生理しなければならない。 本工区の施工に伴う排水については、濁がけなければならない。また、施工中は極力にとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理	議するものとする。 接して施工する場合は、な を与えないよう十分注意し 権者及び関係者とトラブバ 特別な対策が必要な場合に じた場合は、受注者の責任 水を直接既設水路に流さな 閩水を発生させないよう注 理対策を講ずる必要が生し ていないが、現地交通状況	ブルドーザー して施工しな レの生じない は監督職員と 丘において処 いようもの ごた場合は、					

項目	内容		 摘要			
(6)交通対策	 工事用車輌は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 工事用車輌は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輌からの流出、飛散を防止しなければならない。 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。 					
(7)防塵対策	なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告のを行うものとする。 本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は 議するものとする。					
(8) 早朝及び夜 間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業 らない。	を行ってはな				
(9)下流地区外 への農業用水 の確保		, , , , , , , , , ,				
4. 環境配慮対策	本事業では、土地改良法の主旨及び地域住民の強い関心等を踏ま への配慮を計画しており、生態系及び景観への配慮に重点をおいて 境・景観へ配慮した工法について、変更及び追加する場合がある。 なお、工法の変更及び追加については、設計変更の対象とする。					
5. 関係機関との 調整	関係機関との協議が未成立のものは以下のとおりであり、協議結 が生じた場合は、設計変更の対象とする。	果に伴い変更				
	対象施設 内容 協議者 協	協議成立予定				
	第18・22・23号支線 (A) 排水路	令和5年8月				
	第21号支線(A)排水路 排水路工一式 地元関係者 水路管理者	令和5年8月				
第5章 仮設 1. 仮設排水路	本工事では、既設水路及び本工事で設置する排水路を利用する計 設排水路は想定していない。 ただし、現場条件等によりこれにより難い場合は監督職員と協議。					
2. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水ま理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	たは湧水の処				
第6章 工事用地 等 1. 発注者が確保 している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以 等」という。)は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。					

-T. II								lete-and
項目		taka s		内容	,			摘要
2. 工事用地等の						員の立会い	いのうえ用地境	
使用及び返還	界、使用条件	牛等の確認	を行わなけ	ればならな	V ,°			
3. 受注者の裁量	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、							
による工事用地	受注者の責任	受注者の責任において処理するものとする。						
等								
第7章 工事用電		更用する電	乙力設備は、	受注者の	責任におい	て準備しな	ければならな	
力	V ,							
tata o eta								
第8章 工事用材								
料	1	-	파티네이 C			- 10 10 - 10		
1. 規格及び品質				-			監督職員が指	
	示する材料に		、試験及領	書等を提出	しなければ	ならない。		
	1)石材及で		DO 40					
	1	ラッシャラン	✓ RC-40					
	2)鋼材	7 H 11 . 1	田特卿 CD	295A	TTC C 9116	n		
			円体訓 SD	295A	J15 G 3112	2		
			ディーミカ	フトコンカ	11 _ 1 1	種類は場	たのとおりとす	
	る。 る。) NAV	7 1 1 1 2	ストロンク	7	/、 1里共(より	(0) 2 20 9 2 9	
	ري. ا	呼び強度	スランフ°	粗骨材の最	水セメント比W/	セントの 種類		
	種類	(N/mm2)	(cm)	大寸法(mm)		による記号	使用目的	
		(14) 111112)	(CIII)) (1 1 /2 (IIIII)	0 (707	(C 9. 9 HI)	一般構造物	
	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	均しコンクリート	
	鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	一般構造物	
	L						mの使用を可能	
	とする。			14 7(C 17 4)	/ (] // EIX	L. & 300 [] 20 III		
	4) コンク!		製品					
			フリューム		JIS A 5372	2		
					JIS A 5372			
	大型フリ	ノューム			農業土木事			
	水路用銀	失筋コンク	リートL型		農業土木事			
	遠心力銀	失筋コンク	リート管		JIS A 5372			
	重圧管	1 種管						
	ボックス	スカルバー	1		JIS A 5372	2		
	一筆排力	火枡 550型	見 角落し					
	5)管類							
	硬質ポリ	リ塩化ビニ	ル管		JIS K 674	1		
	硬質ポリ	リ塩化ビニ	ル管継手		JIS K 6743	3		
	6) その他							
	分水栓	B型 φ1	50					
	鋼製ス	ライドゲー	F φ 300					
2. 見本又は資料						え続書、見本	ス、カタログ等	
提出				なければな	_			
	また、こ	これ以外の	材料につい	ても監督職	員が提出を	指示する場	合がある。	

	内容
材料名	提出物
コンクリート	計画配合表、試験成績書
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表
鋼材	ミルシート
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書
硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ
その他資材	カタログ、試験成績書等
	コンクリート石材及び骨材鋼材コンクリート二次製品硬質ポリ塩化ビニル管

3. 監督職員の検 査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

摘要

なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監 督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査・試験項目	時期
管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査
コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査
石材及び骨材 (敷砂利用)	不純物混入程度	搬入時抽出検査
その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 一般事項

1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等 を確認し、工事期間中に障害等が起きないよう施工計画を立てなければならな い。

また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。

2)対象工区外から流入する排水は既設水路を用いて工区外へ排出し、支線排水路完成後は、同排水路を用いて排水するものとする。

また、施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。

- 3) 生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行うものとする。 なお、発生する産業廃棄物は、ピットやビッセル等を設置して処理するもの とする。
- 4) 測量、施工及び耕作に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。

また、工事完成時もしくは部分使用時に、ほ場、畦畔、水路及び道路法面に草類がある場合においても刈り取りを行うものとする。

なお、刈り取りは設計変更の対象としない。

- 5) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない
- 6) 下表に示す施設の施工にあたっては、施工に先立ち基礎地盤の地盤支持力を 確認し、監督職員に報告しなければならない。

なお、表に示す支持力がないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

項目	内容							
		 工種	設計地盤支持	カ 調査方	法			
	第6号幹線用水	路 路横断ボックスカルバー	104.63kN/m2	平板載荷	試験			
	第7号幹線用水	路 路横断ボックスカルバー	-ト) 165.19kN/m2	平板載荷	試験			
	第21号支線(A) (第2号支線道)	排水路 路横断ボックスカルバー	82.34kN/m2	平板載荷	試験			
(2) 施工図の作 成	工事完成時にお		だし、整地面積、水張市	面積を算出の上	二、電子			
(3)基準点	途監督職員が指え	示する。]面に示すとおりであり 成果2000に対応したも		いては別			
(4)地区境界	い。 なお、地区が 2)境界杭につい し、必要に応じ 3)境界杭につい	意界にかかる資料は、 いては、工事施工中に こて控杭等を設けるも いては施工完了時にす 農に支障となる箇所等	おいても移動しない。	ように留意する	ものと			
(5) 標準図面集	準図面集」という	う。)により行うもの 犬況等により、標準図	日中部農地整備事業標準 とする。 日面集が適用できないな					
(5)標準図面集(6)検測又は確認(施工段階確認)	準図面集」というなお、現地のお議するものとする1) 本工事の施力度については、2) 下表に示すり員が求めた場合3) 遠隔確認の対象	う。)により行うもの 大況等により、標準図 る。 に段階確認は、下表に 監督職員の指示によ 以外の工種は、自主検 う、これに応じなけれ	とする。 国面集が適用できないも に示すとおりである。 7 り変更する場合がある を査記録を確認する場合 ばならない。 特別仕様書第10章 (4	場合は、監督職 ただし、確認時 。 合があるので、	境員と協 計期・頻 監督職			
(6)検測又は確認(施工段階)	準図面集」というなお、現地のお議するものとする1) 本工事の施力度については、2) 下表に示すり員が求めた場合3) 遠隔確認の対象	う。)により行うもの 大況等により、標準図 ち。 工段階確認は、下表に 監督職員の指示によ 以外の工種は、自主検 分、これに応じなけれ 対象工種については、	とする。 国面集が適用できないも に示すとおりである。 7 り変更する場合がある を査記録を確認する場合 ばならない。 特別仕様書第10章 (4	場合は、監督職 ただし、確認時 。 合があるので、	境員と協 計期・頻 監督職			
(6) 検測又は確 認(施工段階	準図面集」というなお、現地の状議するものとする1) 本工事の施工度については、2) 下表に示すり員が求めた場合3) 遠隔確認の対確認についての	たより行うもの 大況等により、標準図 る。正段階確認は、下表に 監督職員の指示によ 以外の工種は、自主検 う、これに応じなけれ 対象工種については、 つ1)により決定する	とする。 国面集が適用できないものである。 がままままである。 がままままである。 がままままである。 がまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	場合は、監督職 ただし、確認時 いかあるので、 は)工事現場等 遠隔確認対象 指示による	貴と協 ・期・頻 監督職 をの遠隔			
(6) 検測又は確 認(施工段階	 準図面集」というなお、現地のお議するものとする 1) 本工事の施工度については、 2) 下表に示する員が求めた場合 3) 遠隔確認の対確認についての工種 	5。)により行うもの 犬況等により、標準図 5。 正段階確認は、下表に 監督職員の指示によ 以外の工種は、自主検 合、これに応じなけれ 対象工種については、 う1)により決定する 確認内容	とする。 国面集が適用できない。 大の変更する場合がある。 変更する場合がある。 変更する場合がある。 でを記録を確認する場合がある。 ばならない。 特別仕様書第10章(4 。 確認時期・頻度 (一般監督) 着手前 各計画は場1箇所以上及	場合は、監督職 ただし、確認時 いかあるので、 は)工事現場等 遠隔確認対象 指示による	貴と協 ・期・頻 監督職 をの遠隔			
(6) 検測又は確 認(施工段階	 準図面集」というなお、現地のお議するものとする 1)本工事の施工度についてのよう。 3)遠隔確認の対確認についての工種表土はぎ 	5。)により行うもの 犬況等により、標準図 5。 正段階確認は、下表に 監督職員の指示によ 以外の工種は、自主材 合、これに応じなけれ 対象工種については、 う1)により決定する 確認内容 現況表土厚	とする。 国面集が適用できない。 大っとおりである。 たり変更する場合がある。 を査記録を確認する場合がある。 ばならない。 特別仕様書第10章(4。 確認時期・頻度 (一般監督) 着手前 各計画ほ場1箇所以上及 び表土厚の薄い現況ほ場 施工完了後	場合は、監督職 ただし、確認時 かあるので、 1) 工事現場等 遠隔確認対象 指示による	貴と協 ・期・頻 監督職 をの遠隔			
(6) 検測又は確 認(施工段階	 準図面集」というなお、現地のお議するものとする 1)本工事の施工度に不すいで表に示すり、 員が遠隔確認の対確認についての工種 表土はぎ 基盤造成 	5。)により行うもの 犬況等により、標準図 5。 上段階確認は、下表に 監督職員の指示にも 以外の工種は、自主材 分、これに応じなけれ 対象工種については、 う1)により決定する 確認内容 現況表土厚	とする。 面集が適用できない。 ですとおりである。 が の変更する場合がある。 を査記録を確認する場合がある。 ばならない。 特別仕様書第10章(を確認時期・頻度 (一般監督) 着手前 各計画は場1箇所以上及 び表土厚の薄い現況は場 施工完了後 各計画は場1箇所以上	場合は、監督職 ただし、確認時 かがあるので、 1) 工事現場等 遠隔確認対象 指示による	貴と協 ・期・頻 監督職 をの遠隔			
(6) 検測又は確 認(施工段階	 準図面集」というなお、現地のお談するものとする。 1)本工事の施工度に表に示する。 3)遠隔でいての工種表土はぎ 基盤造成石礫除去 	5。)により行うもの 犬況等により、標準図 5。 工段階確認は、下表に 監督職員の指示によ 以外の工種は、自主榜 会、これに応じなけれ 対象工種については、 う1)により決定する 確認内容 現況表土厚 基準高 基盤面仕上がり状況	とする。 国面集が適用できない。 ですとおりである。 が り変更する場合がある。 を査記録を確認する場合がある。 ばならない。 特別仕様書第10章(4 。 確認時期・頻度 (一般監督) 着手前 各計画は場1箇所以上及 び表土厚の薄い現況は場 施工完了後 各計画は場1箇所以上 初期施工完了は場	場合は、監督職 ただし、確認時 いがあるので、 1)工事現場等 遠隔確認対象 指示による 指示による	貴と協 ・期・頻 監督職 をの遠隔			
(6) 検測又は確 認(施工段階	 準図面集」というなお、現地のお談するものとする。 1)本工事の施工度に表に示する。 3)遠隔でいての工種表土はぎ 基盤造成石礫除去 	5。)により行うもの 犬況等により、標準図 5。 正段階確認は、下表に 監督職員の指示に主格 以外の工種は、自主材 対象工種については、 う1)により決定する 確認内容 現況表土厚 基準高 基盤面仕上がり状況 地質状況	とする。 国面集が適用できない。 の変更する場合がある。 を査記録を確認する場合 はならない。 特別仕様書第10章(4 。 確認時期・頻度 (一般監督) 着手前 各計画ほ場1箇所以上及 び表土厚の薄い現況ほり 施工完了後 各計画ほ場1箇所以上 も対期施工完了ほ場 地質変化時	場合は、監督職 さだし、確認時 さがあるので、 1) 工事現場等 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による	貴と協 ・期・頻 監督職 をの遠隔			

項目					摘要
	二次製品水路布設	布設基盤状況(継手	初期施工段階で1箇所	指示による	
		部つぼ掘り含む)			
		止水材設置状況	初期施工段階で1箇所	指示による	
	鉄筋組立 (H>1.5m	かぶり	1スパン目鉄筋組立後	指示による	
	を越える桝、複数	中心間隔	以降、構造変更ごとに1		
	スパン以上となる		箇所		
	現場打水路等)				
	一筆取水工	桝、取水管取付状況	初期施工ほ場で1箇所	指示による	
	一筆排水工	排水桝畦畔転圧状況			
(7)中間技術検査	内容により、中間 1)発注者から監 合は従わなけれ 2)中間技術検査 出来形数量内訳 3)契約図書によ 及び工事報告書 術検査職員」と 4)技術検査職員	技術検査を行うもの督職員を通じて、中ばならない。を受ける場合、あら書を作成し、監督職り義務づけられた工等の資料を整備し、いう。)から修補を求められ	はいる調査対象工事となっとする。 で間技術検査を実施するのかじめ監督職員から指 は一提出しなければないではないでは では、出来形管では、出来形管では、 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	旨、通知を受けた場示する出来形図及びらない。 理資料、工事関係図れた職員(以下「技なければならない。	
(8) 既設構造物 に対する措置	, , , , , , , ,		物を取壊し撤去する場 を受けなければならない		
(9)設計図書等 の充足 (10)その他	備すべきものにつ1) 工事施工に先 ぐものとする。	いては、監督職員に立ち、極力工区外の	「事項であっても、構造報告しこれを充足する」 対け水は、これを遮断し は速やかに排除しなく	ものとする。 工区内への流入を防	
	2) ブルドーザー	の運転手は熟練者を	を乗務させ、走行回数を う施工しなければなられ	できるだけ少なくし	
2. 再生資源等の 利用					
(1)建設副産物	は、法令等に基 2)受注者は、再 ら搬出する場合 者等が行った土 等であるなど適い。また、確認 おいて公衆の見 3)受注者は、建 生資源利用促進	づき、速やかに受領 生資源利用促進計画 は、工事現場内の土 壌汚染対策法等の手 正であることについ 結果は再生資源利用 えやすい場所に掲げ 設現場等から土砂搬 計画に記載した事項	画書に記載した搬入元元書を搬入元に交付しない。 書を搬入元に交付しないの作成にあたり、建設のの掘削その他の形質の続き状況や、搬出先が近て、法令等に基づき確認をはまするといるければならない。 出を他の者に委託しより、 の確認事項に関する確認をできて、	ければならない。 発生土を工事現場か の変更に関して発注 盛土規制法の許可地 認しなければならな ともに、工事現場に うとするときは、再 生地、搬出量)と再	

項目						内容			
	4) 受 とき 領書 を確	注者は、建 は、法令等 に記載され	設発 に基 に事 : もに	生土を再づき、速づき、速項が再生。 、監督職	生資源 やかに 資源系	利用仍上搬出乡 1用促到	たの管理者に受 進計画に記載し	載した搬出 受領書の交 した内容と	出先へ搬出した を付を求め、受 こ一致すること 言の写しを提出
(2) 再生資材の 利用等	受注	生資材の利 者は、次に 資材 クラッシャ	示する	再生資源	を利用 RC-4	ŧ	ナればならない 規格	\。 路盤材、	備考舗装材
3. 建設資材等の	受注 用方法 なお	等について 、分別の徿	二事の 監督 対底及	施工に伴職員と協議 で、適切	い発生 議しな な保管	さければ	ばならない。 うものとする。		物等も、その利理施設へ搬出す
搬出	るもの	とするが、		/ / -	_,,,,		監督職員と協調	養するもの	
		建設資材 廃棄物		処理施設名	1		住所	受入 時間	事業区分
	コンクリート殻 (無筋)		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			子石原	牙亀岡市篠町王 京畑1番1、王子 론96番1、桜木2		再資源化施設業者
		クリート殻 次製品)	共栄	建設㈱			所船井郡京丹波 〒白次郎13番3 0筆	8:00~ 16:45	再資源化施設業者
4. 特定建設資材 の分別解体等		事における おりである		建設資材	の工程	星ごとの	の作業内容及	び分別解	体等の方法は、
V27J がJガキド ト 寸	エ	工程		作	業内容		分別角	解体等の方	法
	程ごと	①仮設		仮設工事 ■有 □			□手作業 □手作業・機	械作業の併	
	との	②土工		土工事			□手作業		
	作業			■有 □ 基礎工事			■手作業・機 □手作業	械作業の併	+用
	内容	③基礎		■有 □		<u></u>	■手作業・機 □手作業	械作業の併	并用
	及 び	④本体構造	告	■有□	□無 ■手作業・機械作業の併用			并用	
	解体	⑤本体付加	禹品	■有□	無				
	方法	⑥その他		その他の □有 ■			□手作業 □手作業・機	械作業の併	
5. 土工 (1)掘削	2) 掘 3) 法	面の崩落に	ては こより	、法面の 他の施設	崩落に に重っ	十分活	主意して施工で 響が発生又は ものとする。		:する。 それが認められ
(2) 埋戻し及び 盛土	· ·						が30cm以下に 固めなければな		にまき出し、施

項目	内容	摘要
	 2)構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。 3)暗渠工基床部の不陸整正及び整形は、均一に支持できるように浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。 4)既設水路等撤去後の埋戻し ① 埋戻しに先立ち、たまり水等を排除しドライな状態での施工を心掛けること。 ② 堆積土等が基盤土として適さないと思われる場合は、監督職員と協議するものとし、軟弱土等を基盤内に混入させてはならない。 ③ 埋戻しは、良質土を一層の仕上がり厚さが30cm以下となるようまき出し、十分に締固めなければならない。 	
(3) 石積みの処 理	 従前のほ場を形成している石積みは、土工作業時に撤去集積し、表土に混入することが無いよう注意して作業するものとする。 撤去した積み石や基盤に含まれていた石礫等については、ほ場基盤や道路路体の深部など、施工や完成後の営農に影響のない場所に慎重に処理するものとする。ただし、練石積みでコンクリートが付着している場合は、適切に処分するものとする。 	
6. 整地工 (1) 表土扱い	1)表土厚は、仕上がり厚を15cm以上、作物の生育に必要な有効土層厚(表土及び床土)を25cm以上確保できるよう想定しているが、特に厚さが確保できないと予想される場合は、監督職員と協議するものとする。 2)本工区内の表土及び床土は、別工事にてはぎ取り、集積・仮置きされていることから、監督職員の立会のもと確認するものとする。 3)はぎ取った表土及び床土を、各計画ほ場に移動する場合は、土量を計測し、監督職員へ報告するものとする。 4)仮置中は、表土以外の土砂が混入しないように注意するものとする。 5)有効土層25cm以内に営農上支障となる石礫がある場合は除去するものとする。。	
(2) 基盤切盛	 設計図書に示してある計画田面標高は目標数値であり、仕上がり標高ではないが、逆田とならないよう施工しなければならない。 基盤切盛は原則として耕区内流用とするが、逆田となる場合は、耕区外より流用を行い逆田修正しなければならない。 基盤切盛については不同沈下を防止するために30cmごとに層状にまき出し転圧するが、土質、含水状況に応じて監督職員と協議するものとする。 切盛後において基盤面、又は法尻に湧水等が出た場合は、監督職員と協議し、排水処理をした後でなければ、基盤整地をしてはならない。 雨天時には基盤切盛り作業を中断しなければならない。また、工事を再開又は終了するときは水切り作業を行いドライな状態での施工を心掛けなければならない。 切土の場合は切り過ぎないように注意するとともに、切土面に湧水やすべり面などの異層のあることが発見された場合は、直ちに作業を中止して、対策を講じるとともに監督職員に報告しなければならない。 切土基盤において岩盤や旧河川の氾濫などによる石礫層等が出現した場合は、詳細について監督職員と協議するものとする。 	

項目	内容	摘要
(3) 畦畔築立	1) 畦畔の築立は原則として基盤整地前に施工するものとする。	
	2) 畦畔用土に適する土の現地採取ができない場合は、監督職員と協議するものとする。	
(4) 基盤整地	1) 基盤均平作業は、不陸が生じないよう、細心の注意を払って仕上げなければならない。	
	2) 石礫の除去は基盤均平を行う範囲とし、おおむね直径5cm以上を5m3/1ha想定している。	
(5)表土整地	1)整地仕上げは、原則湛水均平工法とし、用水取水口側が高くなるよう、仕上 げなければならない。 なお、湛水均平作業により難い場合は、作業前に監督職員と協議しなければ	
	ならない。	
	2) 表土戻し後湛水均平を行う場合は、湛水深は必要以上に深くしてはならない。	
	3) ふれ水により畦畔崩壊が生ずる場合があるため、使用機械のスピードや排土板の扱いに注意するとともに、崩壊を防止するため所要の処理を講ずるものとする。また、整地後の湛水は排水路へ排水せず地下浸透させる等、濁水によるトラブルが生じないよう注意すること。	
(6)湧水処理	本工事における湧水処理は想定していないが、湧水が出現した場合は、対応方法について監督職員と協議するものとする。	
7. 進入路工	1)詳細な設置位置は、監督職員の指示を受けるものとする。2)進入路は、十分に締め固め、所定の勾配で仕上げなければならない。また、 道路との取付部は、滑らかに擦り付けるものとする。3)進入路は敷砂利を行わないものとする。	
8. 一筆取水工及び一筆排水工	1)詳細な設置位置は、監督職員の指示を受けるものとする。また、一筆取水工の配管長は、耕作に支障のない長さに仕上げるものとする。2)一筆排水工周辺は、湛水後に漏水や崩壊の原因にならないよう、埋戻し土の土質にも留意したうえで、入念に埋戻しを行わなければならない。	
 9. 用水路工		
(1) 共通事項	設計図書に示す用水路の標準図は、原則として耕区の中央を示しているが、左右の計画田面高が異なる場合は、各ほ場の取水に支障のないように配置しなければならない。	
(2)用水路	1) 現地状況により水路の基準勾配が著しく変わる場合は、断面、構造の変更を伴うことがあるので監督職員と協議するものとする。 2) 盛土及び埋戻し部に水路を布設する場合は、不同沈下による水路の中だる	
	み、陥没がないよう、特に留意して施工するものとする。 3)フリューム類の布設は計画勾配及び規定断面に掘削し、十分な基盤面仕上げ の後に布設するものとする。 継手はつぼ掘りを行い、フリューム底に集中荷重がかからないように施工す	
	るものとする。	

項目		摘要
(3)管水路	 管及びジョイントに偏圧や無理な荷重・衝撃を与えないよう埋戻すとともに、逆勾配にならないよう十分注意して施工しなければならない。 施工中の管への土砂流入を防ぐとともに、布設作業を一時中断する場合は、汚水等の流入を防ぐこととする。 管頂までの管側部の埋戻しは両側均等に、曲線部にあっては外側から行い、タコ等で十分に締固めなければならない。 	
(4)漏水防止	1) 供用後の漏水を防止するため、特に継手部のフリュームタイト設置による止水及び桝構造物と水路の接続部の止水について慎重に施工を行い、水密性を確保するものとする。 2) 水路完成後、漏水の有無を確認するため、通水を行う場合がある。 3) 通水の結果、施工状況や出来形確認により施工不良に伴う漏水と判断される場合は、工事完了後であっても再施工を命じる場合がある。	
10. 排水路工 (1) 共通事項	設計図書に示す排水路は、原則として耕区の中央を示しているが、左右の計画 田面高が異なる場合は、各ほ場の排水に支障のないように配置しなければならない。	
(2)排水路	1) 落差工の施工に当たっては、基盤を過掘しないようにしなければならない。 2) 水路急流部、鋭角部及び合流枡付近において、張コンクリート、植生土のう 等による法面補強またはコンクリート蓋等による水はね防止などの措置が望ま しいと考えられる場合は、監督職員と協議するものとする。	
11. 道路工 (1) 路体・路床 工	1) 盛土材は基盤土のうち礫分を多く含む土の流用を行うものとする。 2) 上記材料が盛土材として不適切と想定される場合は、使用に先立ち監督職員と協議するものとする。 3) 路体盛土は一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。 4) 路床盛土は一層の仕上がり厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。	
(2) 敷砂利	敷砂利は再生クラッシャラン (RC-40) により仕上がり厚10cmとし、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。また、工事後の営農車両の通行に支障を及ぼす恐れのある不純物 (ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片・陶磁器片等) をなるべく含まない材料を使用するものとする。なお、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。	
第10章 施工管理 1. 主任技術者等 の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。	

項目						摘要
2. 施工管理			1 4 14			17.3.
(1)工程管理	受注者は工事施」 る恐れがある場合に しなければならない	は、原因を			査し、差異が生じ に監督職員へ報告	
(2) 施工管理の	土木工事施工管理	里基準別表質	第1を次のとおり変	ご更する。		
追加項目	工種	項目	管理基準値(%)	規格値(%)	測定基準	
	表土扱い	厚さ	+ 20 - 0	- 0	変更なし	
(3) 工事現場等 における遠 隔確認につ いて	1)本工事においる場合は、契約後受力では、契約後受力では、対象を対象を実施します。 場際確認を実施します また はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	受発注者の	協議により決定す	るものとする。		
第11章 条件変更 の補足説明	合、あるいは、設 な事項は、次のと ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なた ⑤ 第三者との	計図書等に おりである。 かった騒音 協議による (埋蔵文化 の協議による を行を行うす	示されていない場 規制、交通規制 もの 財を含む)の出現 る変更 場合		図書等と異なる場変更に該当する主	
第12章 その他 1.電子納品	なければならない。 ・工事完成図	書の電子媒(書第1編1-1-37に 本(CD-RもしくはI 部(電子媒体の出)	DVD-R)正副2部		
2. CORINSへの登 録	技術者の従事期にいことに留意するこ	*** * / *** *	工期をもって登録	することとし、	余裕期間を含まな	
3. 週休2日による施工	料)、共通仮記である。受注者なお、受注者の保が難しいこの(2)「週休2日」なることをいい以上の水準に設具体的な内容に入する。対象期間とる期間においてある。	受費(率分) とは、契約で を対して とは、対象は、対象状態で は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	、現場管理費(多、週休2日によない現場条件・気がれる場合には監督はまります。 ままりまする。 ままりまする。 ままります。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまする。 ままりまる。 ままりもな。 ままりもな。 ままりもな。 ままりもな。 まるる。 まるる。 まるるる。 まるるる。 まるる。 まるる。 まるる。 まるる。 まるる。 まるる。	率分)を補正したる施工を行わない。象条件等により、 職員と協議する。 場閉所の日数が、数の割合が28.5% こでいう対象期に は日までの期間をは年末年始休暇	た試行対象象工事 ければならない。 週休2日相当の確 ものとする。 4週8休以上と (8日/28日) 間、現場閉所等の いう。なお、対 分として12月29	

補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場 理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 4週7休以上 4週6休以上 現場閉所率 4週8休未満 4週7休未満 28.5%(8日/28	項目		内约	容		
ている期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としているがに該当する(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数にめるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施が記を定期的に監督職員へ報告する。なお週休2日の実施が況の報告については、現場閉所実績が記載された日報工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの制き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者がら定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行う場のとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者は協力するものとする。 (4) 監督職員が選休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、受注者は協力するものとする。 (6) 監督職員が選休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (4) 監督職員が選体とする。(4) 監督職員が選体と、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、受消を確認した。受消を経費(資料)、共通仮設費(率分)、現場場所が準28.6%(8月/28日)以上28.5%素満 現場閉所率 25.6%(8月/28日)以上28.5%素満 現場閉所率 25.6%(6月/28日)以上28.5%素満 現場閉所率 25.6%(6月/28日)以上28.5%素満 現場閉所率 25.6%(6月/28日)以上28.5%素満 現場閉所率 25.6%(6月/28日)以上28.5%素満 4週8係以上の達成を前提とした補正係数を各経費にといるなお、発注者は現場附の適成状況を確認後、4週8係に満たまずも請負状と確認後、4週8係以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場開所の違成状況を確認後、4週8係に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		以外の3日間		 毎している期間、工≣		
に該当する (受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など) 含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数にめるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施が記慮を定期的に監督職員へ提出する。 ② 受注者は、関係2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日朝工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から日間き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が選休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者と協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に対策正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理所率28.5%(8日/28日)以上28.5%末間 現場閉所率21.4%(6日/28日以上28.5%末間 現場閉所率21.4%(6日/28日以上28.5%末間 現場閉所率21.4%(6月/28日以上28.5%末間 現場閉所率21.4%(6月/28日以上28.5%末間 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.01 1.05 2.04 1.07 1.05 2.04 1.07 1.05 2.05 2.05 2.05 2.05 2.05 2.05 2.05 2						
含まない。 ② 現場開所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場開所日についても、現場開所日数にめるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお週休2日の実施状況の報告については、現場開所実額が記載された日報工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者からの問き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて問き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場開所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に有補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 神正係数				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1目を通して現場業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数にめるものとする。 ① 愛注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 愛注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの間き取り等を行う。 ④ 監督職員は、是記受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求が認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて閉き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に対権正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上現場関所で建設、5%(7日/28日)以上88.5%(8日/28日)以上828.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上88.5%(ま日/28日)以上63年は現場開所率と流び下日/28日)は50年は日本に表した補正係数を各経費にとなるなが、発達者は現場関所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数にめるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、契約後、週休2日の実施計別を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日朝工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者と監督職員が協議して定める。 (5) 発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に対権正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場関所率 28.5%(8日/28日)以上28.5%末満 別以上28.5%末満 別以上28.5%末満 別以上28.5%末満 別は28.5%末満 別は26.5%(1.03 1.01 共通仮設費(等分) 1.04 1.03 1.01 共通保護費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通保護費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通保護費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通保護費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通保護費(等分) 1.09 1.07 1.05						
理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数にめるものとする。 (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、契約後、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお。 週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日朝工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、安注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週保2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に有補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上 現場問所率 28.5%(8日/28日)以上28.5%末満 月場閉所率 28.5%(8日/28日)以上28.5%末満 月場開所率 28.5%(8日/28日)以上28.5%末満 月地別所を確認した場合は、1.03 1.01 東海仮設費(準分) 1.04 1.03 1.01 東海仮設費(準分) 1.04 1.03 1.01 東海仮設費(準分) 1.04 1.03 1.01 東海仮設費(準分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.05		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数にめるものとする。 (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、選休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、選休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日朝工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 (4) 監督職員が協保2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に対補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上28.5%未満 24.4%(6日/28 日)以上 4週8休末満 現場閉所率 25.5%(7日/28 日)以上28.5%未満 25.5%(7日/28 日)以上28.5%未満 1.01 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.01 現通保設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.05 20 3 1.01 3 1.01 3 1.02 3 1.05 3 1.01 3 1.01 3 1.02 3 1.05 3 1.01 3 1.02 3 1.05					竺况下未守、	
(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、現休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、選休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日朝工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認され、場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に有補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上28.5%未満 早場開所率 25%(7日/28 日)以上28.5%未満 早場開所率 21.4%(6日/28 日)以上28.5%未満 1.01 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.01 現場を設置(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.05 1.05 2 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にている。なお、発注者は現場関所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そこぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた				9	11担関示ロ粉に合	
(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認きない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて閉き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上28.5%未満 現場閉所率 25.5%(7日/28日)以上28.5%未満 現場閉所率 25.5%(7日/28日)以上28.5%未満 現場閉所率 25.5%(7日/28日)以上28.5%未満 1.01 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.01 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.01 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.01 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05		=			光物 内川口数に占	
① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお。 週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認きない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に行補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場閉所率28.5%(8日/28日)以上28.5%未満 男務費 1.05 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.05		· ·	-	ひか到十分 かき	トフォのトナフ	
る。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお。 週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの関き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に有補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上28.5%未満 現場開所率 22.6%(6日/28 日)以上28.5%未満 現場関所率 21.4%(6日/28 日)以上28.5%未満 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.01 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.01 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そそぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた					· -	
② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお。 週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの関き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて閉き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に対補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上 現場附所率 28.5%(8日/28 日)以上 28.5%(7日/28日)以上28.5%未満 現場附所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満 現場所所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満 現場所所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満 現場所所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満 現場所所率 25%(7日/28日) 1.03 1.01 1.05 20 4 4 2 5 5 5 6 6 6 6 7 5 5 6 6 6 7 5 6 6 7 6 7			契約後、週休2日の美	施計囲書を作成し監	省職貝へ提出す	
週休2日の実施状況の報告については、現場関所実績が記載された日報工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等によりうものとする。 ② 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認きない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に有補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上28.5%未満 現場関所率 21.4%(6日/28 日)以上8.5%未満 現場関所率 21.4%(6日/28 日)以上28.5%未満 1.05 1.03 1.01 共通仮設費(摩分) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(摩分) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(摩分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.05 2 3 1.04 1.05 2 3 1.05 1.06 2 3 1.07 1.05 2 3 1.06 2 3 1.07 1.05 2 3 1.07 1.07 1.05 2 3 1.07 1.07 1.07 1.05 2 1.07 1.07 1.07 1.05 2 1.07 1.07 1.07 1.07 1.07 1.07 1.07 1.07		=		-latter (1) v. mt. by with 17	Amelia I we also	
工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認 るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認 きない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め 認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確 を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に万 補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場 理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上 25%(7日/28 日)以上28.5%未満 第務費 1.05 1.03 1.01 共通仮設費(等分) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(等分) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(等分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そこぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認きない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に対補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上 現場附所率 28.5%(8日/28 日)以上 28.6%(8日/28 日)に上 28.6%(8日/28 日)に上 28.6%(8日/28 日)に上 28.6%(8日/		1 - 1 - 1		, >= > ,	H= 174 = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に対補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上28.5%未満 現場閉所率 25%(7日/28 日)以上28.5%未満 現場閉所率 25%(7日/28 日)以上28.5%未満 現場閉所率 25%(7日/28 日)以上28.5%未満 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		工程表や休日	1等の作業連絡記録、3	安全教育・訓練等の言	己録資料等により行	
るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ① 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認きない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ③ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に行補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ① 補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上28.5%未満 第務費 1.05 1.03 1.01 共通仮設費(章分)1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分)1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分)1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そこぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認さない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に有補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 4週7休以上 4週6休以上 4週6休以上 4週7休末満 現場閉所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満 25%(7日/28日)以上28.5%未満 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.01 1.02 現場管理費(率分) 1.04 1.03 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた 		③ 監督職員は、	、上記受注者からの報	告により週休2日の	実施状況を確認す	
きない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め 認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確 を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に元 補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場 理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上 25%(7日/28日) 以上28.5%未満 男場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上28.5%未満 男場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上28.5%未満 月務費 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満た い場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そこ ぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		るものとし、	必要に応じて受注者な	いらの聞き取り等を行	すう。	
認を行うものとする。		④ 監督職員は、	、受注者から定期的な	報告がない場合や、	実施状況が確認で	
(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に対補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上28.5%未満 労務費 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		きない場合な	よどがあれば、受注者な	いら上記②の記録資料	斗等の提示を求め確	
(4) 監督職員が週休2目の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に対補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上 25%(7日/28 日)以上28.5%未満 労務費 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		認を行うもの)とする。			
を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に有補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上28.5%未満 労務費 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		⑤ 報告の時期	は、受注者と監督職員	が協議して定める。		
(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に有補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上28.5%未満 第務費 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		(4)監督職員が逓	■休2日の実施状況に~	ついて、必要に応じて	て聞き取り等の確認	
補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場理費(率分)を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上 25%(7日/28日) 以上28.5%未満 労務費 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
理費 (率分) を補正をする。 ①補正係数 4週8休以上 4週7休以上 4週6休以上 4週6休以上 4週8休未満 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 25%(7日/28日)以上28.5%未満 78費 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		(5)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す				
①補正係数		補正係数により	、労務費、機械経費	(賃料)、共通仮設す	費(率分)、現場管	
4週8休以上		理費(率分)を	・補正をする。			
現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上 25%(7日/28日) 以上28.5%未満 見場閉所率 21.4%(6日/28日 以上28.5%未満 別・25%(7日/28日)以上28.5%未満 別・25%(7日/28日)以上28.5%未満 別・25%(7日/28日)以上28.5%未満 別・25%(7日/28日)以上28.5%未満 別・25%(7日/28日)以上28.5%未満 別・25%(7日/28日)以上28.5%未満 別・25%(7日/28日)以上28.5%未満 別・25%(7日/28日)以上28.5%未満 別・25%(6日/28日上25%未満 別・25%(2日/28日)以上28.5%未満 別・25%(2日/28日)以上28.5%未満 別・25%(2日/28日)以上28.5%未満 別・25%(2日/28日)以上28.5%未満 別・25%未満 別・25%と表		①補正係数				
28.5%(8日/28日)以上 現場閉所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた			4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上	
日)以上 25%(7日/28日) 21.4%(6日/28日 以上28.5%未満 」 21.4%(6日/28日 以上28.5%未満 」 21.4%(6日/28日 上25%未満			現場閉所率	4週8休未満	4週7休未満	
日)以上 25%(7日/28日) 21.4%(6日/28日 以上28.5%未満 」 21.4%(6日/28日 以上28.5%未満 」 上25%未満 第務費 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた			28.5%(8日/28	□ 現場閉所率 □	「現場閉所率 「現場別所率」	
以上28.5%未満			目)以上	25%(7日/28日)	21.4%(6日/28日)以	
労務費 1.05 1.03 1.01 機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
機械経費(賃料) 1.04 1.03 1.01 共通仮設費(率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費(率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満た い場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それ ぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた			1.05	<u> </u>		
共通仮設費 (率分) 1.04 1.03 1.02 現場管理費 (率分) 1.09 1.07 1.05 2 1.05 ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費にじている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
現場管理費 (率分) 1.09 1.07 1.05 ②補正方法 当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満た い場合は、工事請負契約書第25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満た い場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そ ぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満た い場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そ ぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた			1. 09	1.07	1. 00	
当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満た い場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、そ ぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		~ + T + + + + + - + + + + + + + + + + + +				
じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たい場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた		<u> </u>	N 178 0 11 N 1 - 2	+_L	C. 好. 文. 友. /	
い場合は、工事請負契約書第25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
ぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた						
正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受		ぞれの経費につ	>き上記①に示す補正位	系数の表に掲げる現場	易閉所率に応じた補	
者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成						

況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、

項目		内容				摘要
	契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」(以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当					
	たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。					
	h. c.			補正係数		
	名称	区分	4週8休以上	4週7休以上4週8休未満	4週6休以上4週7休未満	
	鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.05	1. 03	1.01	
4. 熱中症対策に係る費用の計上	 本工事は、次の熱中症対策を対応する試行工事である。 ア 遮光ネット(足場に設置するイドライミストウ 暑さ指数(WBGT値)の記2)1)の熱中症対策を実施する。載し、監督職員へ提出する。 設置期間等については、気象的ま://www.data.jma.go.jp/obd/sら最寄りの地点で前年に月最高なするが、これによりがたい場合に 	sものに限 +測装置 受注者は、 宁の過去の tats/etrr 気温が25	を 施工計画書 の気象データ n/index.php 5℃以上を記	に熱中症対 マ検索サイト o) における l録した月数	策の内容を記 、(URL:http 、工事現場か を参考に設定	
5. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完せいう。) は、変更積算にのみ通なお、1日未満積算基準は、農れttps://www.maff.go.jp/j/no2) 受注者は施工パッケージ型積算準の適用について、協議の発議を3) 同一作業員の作業が他工種等は、1日未満積算基準は適用した4) 受注者は、協議に当たって、その他協議に必要となる根拠資料パッケージ型積算基準との乖離が適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合等、当と判断される場合には、1日未	通用する。 林水産省H usin/sekk 算差行作 を さい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また はい また また また また また また また また また また また また また	Pの下記サイ dei/attach/p を離があった ができる。 組み合わせ 賃算基準書、 ない場合に 「時間あれ 請積算基準以場合に 「時間あれ	/ トを参照すpdf/index-l - 場合に、1 で1日作業 :当す水書日は、1日本 は、1日末 - は、1日末 - は、1日末	ること。 16. pdf 日未満積算基 となる場合に を示す書面、 によ算基準は 工事の積算方	
第13章 情報化施 工技術の活 用について	1)適用 本工事は、「情報化施工技術の省農村振興局整備部設計課)に基に係る起工測量、設計図書の精査等において、情報化施工技術を活発望型)である。 情報化施工技術 1. UAV出来形管理技術 2. TLS出来形管理技術 3. 出来形管理用TS技術 4. MC/MG技術	生づき、受 を、施工、 氏用する「 基型 基型 基型	注者の発議 出来形管理、 情報化施工	により、下記 、出来形管理技術活用工	表の適用工種 理資料の作成 事」(受注者	

項目	内容	摘要
	2) 定義	
	(1) 国営土地改良事業等における情報化施工技術活用工事とは、情報化施工技	
	術の活用等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス	
	全体の最適化を図る取組である。	
	本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて情報化施工を活用した	
	工事を実施するものである。	
	(2)情報化施工技術活用工事とは、下記に記載するア〜オの全て又は一部の段	
	階で情報化施工技術を活用する工事をいう。	
	対象は、基盤造成、表土整地、表土扱いを含む工事とする。	
	ア 3次元起工測量	
	イ 3次元設計データ作成	
	ウ ICT建設機械による施工	
	エ 3次元出来形管理等の施工管理	
	オ 3次元データの納品	
	(3)受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書	
	の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出含む)まで	
	に発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に次の4~9による情報化施	
	工技術活用工事を行うことができる。	
	なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告	
	するものとする。	
	4. 情報化施工技術を用い、以下の施工を実施する。	
	(1) 3次元起工測量	
	受注者は、3次元測量データを取得するため、情報化施工技術を用いた起工	
	測量として、3次元測量データを取得するため、次のア〜キから選択(複数選	
	択可)して測量を行うものとする。	
	起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、現場条件	
	により面的計測が非効率となる場合及び、前工事での3次元納品データが活用	
	できる場合においては、断面管理及び変化点の計測による選択ができるものと	
	し、情報化施工活用とする。なお、監督職員と協議する。	
	ア TS等光波方式を用いた起工測量	
	イ TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量	
	ウ UAV空中写真測量を用いた起工測量	
	エ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量	
	オ UAVレーザースキャナーを用いた起工測量 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	
	キ RTK-GNSSを用いた起工測量	
	(2) 3次元設計データ作成	
	(2) 36人に設計ノーグ1F成 受注者は、設計図書や(1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理	
	等を行うための3次元設計データを作成する。	
	(3) ICT建設機械による施工	
	受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択で	
	きる。ICT建設機械による施工においては、受注者は(2)で作成した3次元設	
	計データを用いて、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択し、ICT建設機	
	械施工を実施する。	
	(ア) 3次元 MC 又は3次元 MG 建設機械	
	建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データ	
	との差分に基づき建設機械の作業装置を自動抑制する3次元マシンコント	
	ロール技術(MC)又は、建設機械の作業装置の位置: 標高をリアルタイムに取	
	得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次	
	元マシンガイダンス技術(MG)を用いて実施する。	
	○ICT建設機械による施工	
	·MC(マシンコントロール)ブルドーザ、MCバックホウ	
	·MG(マシンガイダンス)ブルドーザ、MGバックホウ	

項目		内容	打					
	【舗装	装工の場合は以下を記載】						
	· MCモ	ータグレーダ						
	(4) 3₹	(4) 3次元出来形管理等の施工管理						
		者は、(3)による工事の施工管理において、次のア~クから選択						
		数選択可)して出来形管理を行うものとし、面管理又は断面管理及び変化点の						
		計測による出来形管理が選択できる。出来形管理に当たっては、面管理が規定されている工種については標準的に示符理な実施するよのよれるが、不符理が						
		されている工種については標準的に面管理を実施するものとするが、面管理が 非効率になる場合は、監督職員との協議の上、断面管理による出来形管理を						
	行っても		٠٠٠					
	· ·	等光波方式を用いた出来形管理						
		(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理						
	ウ UAV	空中写真測量を用いた出来形管理						
		上型レーザースキャナーを用いた出来形管理						
	*	オ UAVレーザースキャナーを用いた出来形管理						
		上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理						
		K-GNSSを用いた出来形管理						
		工履歴データを用いた出来形管理 欠元データの納品						
	` ′ ′	スエノークの祝品 こより確認された3次元施工管理データを、「情報化施工技術の活用	日ガ					
	7		11.74					
	·	ン」に基づき、工事完成図書として電子納品とする。						
	5. 上記4	4.(1)~(5)の施工を実施するために使用する機器類は、受済	注者					
		すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するも						
		更用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前						
		員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必ずしない。 マケス オスス サイス サイス オスス オスス オスス オスス オスス オスス オスス オスス オスス オ						
		計において作成したCAD データを受注者に貸与する。また、情報化だ する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関						
		9 公工で有効と考えられる計画は計事において下放した成末品と関 成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸	_					
	るもので		•					
		貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却	しな					
	ければか	ならない。						
		貸与資料 備	考					
	1	貸与資料 備 桂川西工区測量成果簿	考					
			考					
	1 2	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ						
	1 2 6. 上記4	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データ						
	1 2 6. 上記 ² 督職員/	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データに提出すること。						
	1 2 6. 上記4 督職員1 7. 確認2	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データに提出すること。 及び検査	を監					
	1 2 6. 上記· 督職員》 7. 確認》 受注者》	桂川西工区測量成果簿図面のCAD データ4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データーこ提出すること。及び検査よ、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に	を監					
	1 2 6. 上記 ² 督職員 7. 確認 受注者 て、施工管	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データに提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に 管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しな	を監					
	1 2 6. 上記4 督職員1 7. 確認2 受注者1 て、施工管 ばならない	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データに提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に 管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しな	を監					
	1 2 6. 上記・ 督職員! 7. 確認! 受注者! て、施工管 ばならな! 8. 情報!	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データに提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に、管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しない。	を監おいけれ					
	1 2 6. 上記4 督職員1 7. 確認3 受注者1 て、施工で ばなら情報4 (1)情報	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データー こ提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等には 管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しない。 比施工技術活用工事の費用	を監おいけれ					
	1 2 6. 上記4 督職員1 7. 受注本で で、なら情報で (1)情報 (1)情報((2)受法	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データとと提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に、管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しない。 比施工技術活用工事の費用 級化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象と比施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 主者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しな	を監おいれし、けれ					
	1 2 6. 上記4 7. 受職員 7. 受施名 でばる情報 (1)情報 (2)ばならばならればない。	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データで提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に、管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しない。 比施工技術活用工事の費用 級化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象と 比施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 生者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合	を監おいれし、けれ					
	1 2 6. 上記 督職認 7. 受職認 ではない 8. 情報 (1)情報 (2)なり 協力した 協力した	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データに提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に設理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しない。 比施工技術活用工事の費用 現化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象と比施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合はければならない。	を監 おけれ し、けには					
	1 2 6. 怪職記 7. 受 にない 8. では 8. では 8. では 8. では 8. では 8. では 8. では 8. では 9. で 9. で 9. で 9. で 9. で 9. で 9. で 9. で	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データに提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に設置理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しない。 比施工技術活用工事の費用 級化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象と比施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合なければならない。 別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督	を監 おけれ し、けには					
	1 2 6. 怪職記 7. 受 にない 8. では 8. では 8. では 8. では 8. では 8. では 8. では 8. では 9. で 9. で 9. で 9. で 9. で 9. で 9. で 9. で	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データに提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に設理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しない。 比施工技術活用工事の費用 現化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象と比施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合はければならない。	を監 おけ し けに					
14章 BIM/CI)	1 2 6. 督 7. 受 、な 名 で ば 8. 1)情 りな 力 本 協 ら 情) 情) な り は り り り り り り り り り り り り り り り り り	桂川西工区測量成果簿 図面のCAD データ 4. (1) ~ (5) で使用するICT機器に入力した3次元設計データに提出すること。 及び検査 は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に設置理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しない。 比施工技術活用工事の費用 級化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象と比施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合なければならない。 別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督	を監 おけ し、けに					

16

活用工事に

ついて

本工事は、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Manage

ment)を導入することにより情報通信技術(ICT)の全面的活用を推進し、BIM/CI

項目 内容 摘要 Mモデルの活用による建設生産·管理システム全体の課題解決及び業務効率化を 図ることを目的とするBIM/CIM 活用工事(受注者希望型)である。 本工事は、契約後、施工計画書の提出までを標準として監督職員へBIM/CIM 活用について提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型としてBIM /CIM活用工事とすることができる工事である。 BIM/CIM活用工事とした場合、以下2)~5)を実施することとする。 2) 定義 ① 情報化施工技術とは、情報通信技術(ICT)を工事の測量、施工、出来形管理 等に活用することにより、従来の施工技術と比べ高い生産性と施工品質の実 現が期待される施工システムであり、国営土地改良事業等の工事において、 積極的な活用を図るものである。その実現に向けてBIM/CIMを活用した工事(B IM/CIM 活用工事)を実施することとする。 ② BIM/CIM活用工事とは、建設生産・管理システムの施工プロセスの各段階にお いて、BIM/CIMモデルを活用する工事である。対象工種(構造物)は、ほ場整備 とする。 ア BIM/CIMモデルを活用した検討の実施 イ BIM/CIMモデルの照査 ウ BIM/CIMモデルの納品 3) BIM/CIMを活用した検討等 BIM/CIMを活用した検討等を3.1)に基づき実施する。 また、当該BIM/CIM活用に係る施工計画書を3.2)に基づき作成する。施工 計画書に記載された内容について実施状況に合わせて更新するとともに、BIM/ CIMの実施に係る内容について変更があった場合には施工(変更)計画書を提出 する。実施結果についてはBIM/CIM実施報告書としてBIM/CIMモデルとともに納 品することとする。 3.1 BIM/CIMを活用した検討等の具体的な内容 BIM/CIMモデルを活用した検討の実施 BIM/CIMモデルを活用して以下の項目を検討する。BIM/CIMモデルの作成の 際、調査設計段階の上流工程から受け渡された情報(例えば、測量データ、地 形データ、地質·土質モデル、線形データ、上流工程で作成した構造物、土工 形状の3次元モデル、統合モデル等)がある場合、適切に活用を図ること。 なお、これらの検討を実施する際、情報共有システムの活用等により、手戻 りなく検討を進められるよう努める。 ア BIM/CIMを活用した監督・検査の効率化 イ BIM/CIMを活用した変更協議等の効率化 ウ リスクに関するシミュレーション(地質、騒音、浸水、既設構造物への 影響等) 工 対外説明(関係者協議、住民説明、広報等) ② BIM/CIMモデルの照査 作成したBIM/CIM モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議において 決定したBIM/CIM モデルの目的、作成・更新の範囲、詳細度、ファイル形式で 作成されているか、ねじれや離れ等の不整合がないか等について確認する。 ③ BIM/CIM モデルの納品 ①及び②の成果について、「設計業務等の電子納品要領(案)」に基づき、以 下のデータを標準としてDVD-R 等(一度しか書き込みできないもの。容量に応 じて適切な電子媒体を選択する。)に記録し、電子成果品として2部納品する。 ア BIM/CIM モデルデータ イ BIM/CIM 実施計画書、実施(変更)計画書

項目	内容	摘
	ウ BIM/CIM 実施報告書	
	3.2 施工計画書	
	3.1①に基づくBIM/CIM 活用について、以下の①~⑧の内容を記入する。	
	また、併せて「BIM/CIM モデル作成事前協議・引継書シート」に事前協議時の	
	必要事項を記入する。	
	① 検討体制	
	② 工程表(BIM/CIM モデルの段階確認を行う時期を含む。)	
	③ BIM/CIM を活用した検討等の実施項目	
	④ BIM/CIM モデル作成・更新の対象範囲及びデータファイル(地形モデル、	
	土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等)	
	⑤ BIM/CIM モデルの種類(サーフェス、ソリッド等)	
	⑥ BIM/CIM モデルの詳細度	
	⑦ 付与する属性情報及び参照資料(属性情報及び参照資料の内容、付与方	
	法、付与情報の更新方法等)	
	⑧ BIM/CIM モデル作成 更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種	
	類	
	3.3 BIM/CIM 実施報告書	
	3.1①に基づく検討について、成果物一覧、納品ファイル形式等ととも	
	に、以下の①~⑤の内容を記入する。また、併せて、納品時の必要事項の内容	
	を確実に次工程に継承できるようにする。	
	① BIM/CIM モデルを活用した検討の実施概要(必要に応じて図を添付)	
	② 創意工夫内容	
	③ BIM/CIM 活用効果	
	④ 基準要領に関する改善提案(ある場合)	
	⑤ ソフトウェアへの技術開発提案事項(ある場合)	
	4) 上記3) を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。	
	BIM/CIMモデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル	
	形式については、NNガイドラインや『情報化施工技術の活用ガイドライン』点	
	群処理ソフトウェアの機能と要件、3次元設計データ作成ソフトウェアの機能	
	と要件に掲載されている機能と要件を参考に、事前に監督職員と協議してBIM/	
	CIM 実施計画書に記載することとする。	
	発注者は、BIM/CIMモデルの作成・更新に必要となる、実施設計において作成	
	したCAD データ等を受注者に貸与する。また、BIM/CIM活用工事を実施する上	
	で有効と考えられる実施設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書	
	は、積極的に受注者に貸与することとする。	
	5) 本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員	
	と協議することとする。	
	6)BIM/CIM 活用工事の費用について	
	① BIM/CIM 活用工事で実施する項目については、前条第3項、第4項に示す内容	
	を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計	
	変更の対象とする。	
	② BIM/CIM 活用工事の設計変更に係る費用については、「施工計画書」に基づ	
	いた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。	
	なお、見積書提出後、契約書第18 条(条件変更等)及び第19 条(設計図書の	
	変更)の規定による変更等が生じたことにより、「施工計画書」の変更が必要	
	となった場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。	
	③ 上記により難い場合の費用負担等については、監督職員と協議のうえ、定め	
	ることとする。	

項目	内容	摘要
第15章 公共事業 関係調査に 対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種 調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければ ならない。	
第16章 天災その 他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第17章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	